

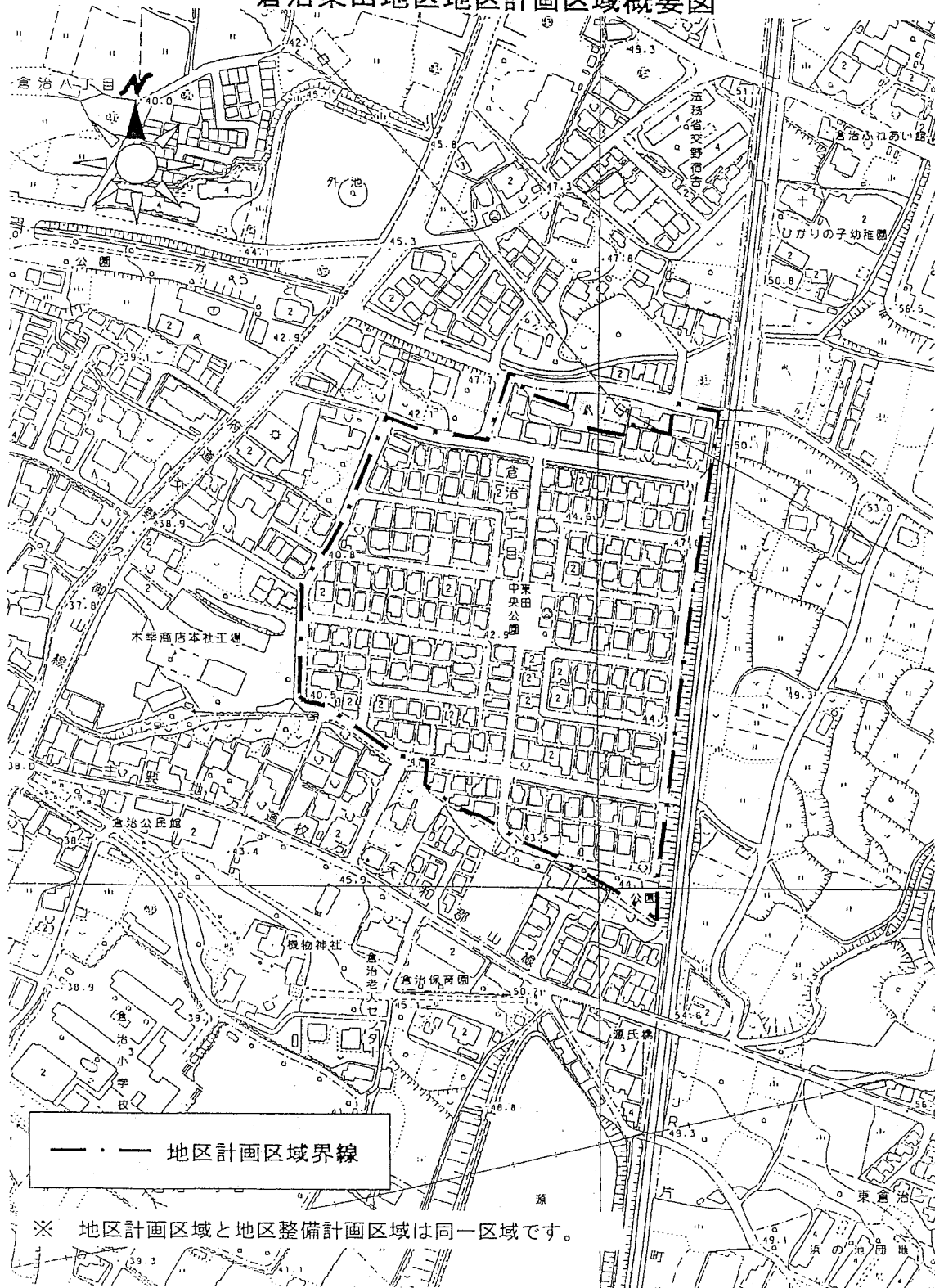
倉治東田地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		倉治東田地区	
基本となる規制等	用途地域	第一種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%	
	高度地区	第二種高度	
	その他	砂防指定地あり、法22条適用 (詳細な内容及び他の規制状況について別途確認してください。)	
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	次の建設物以外は建築できない。 (1)住宅(長屋を除く) (2)住宅(長屋を除く)で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3)集会所 (4)診療所 (5)前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に掲げるものを除く)	
	敷地面積の最低限度	120m ²	
	高さの最高限度	10m	
	外壁等の位置	建築物の用途が専用住宅以外の場合、前面道路境界線までの距離は1.5m以上	
地区施設			

都市計画決定	平成14年 3月29日	建築条例施行	平成14年 3月29日
都市計画変更	平成17年 3月 7日	改正条例施行	平成17年 3月 7日
		改正条例施行	平成20年 3月28日
		改正条例施行	平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

倉治東田地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画区域の概要を表示したものです。

制限内容、区域界の詳細については担当課にて確認して下さい。